

# 兵庫県公報

平成30年5月18日 金曜日 第3003号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○平成30年度クリーニング師試験の実施（生活衛生課）	1
○クリーニング師研修の指定（生活衛生課）	3
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	4
○第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可（水産課）	5
○同上（同）	7
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○同上（同）	8
○同上（同）	8
○同上（同）	9
○東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成30年近畿地方整備局告示第97号） （下水道課）	10
○道路の位置指定（建築指導課）	10
<b>公 告</b>	
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	10
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	10
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○同上（同）	11
○同上（同）	11
<b>県議会事務局公告</b>	
○兵庫県議会情報公開条例の運用状況	12
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○兵庫県選挙管理委員会委員の補欠	12
<b>人事委員会公告</b>	
○兵庫県職員 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施	12
<b>教育委員会公告</b>	
○入札公告（県立姫路工業高等学校）	17
<b>正 誤</b>	
○平成30年3月20日付け兵庫県公報第2986号中	20
○同上	20

## 告 示

### 兵庫県告示第487号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、平成30年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 1 試験日時

平成30年8月21日（火）午前10時から

## 2 試験場所

神戸市東灘区御影中町8-4-14 BEAUTY ARTS KOBE 日本高等美容専門学校

## 3 試験科目

## (1) 筆記試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

## (2) 技能試験

- ア 繊維の鑑別
- イ 薬品の鑑別
- ウ ワイシャツのアイロン仕上げ（しめしこみ作業含む。）

## 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

## 5 受験手続

## (1) 提出書類等

## ア 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等（神戸市にあつては各衛生監視事務所、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市にあつては各保健所。以下同じ。）において配布する。

## イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.6センチメートルのものとし、その裏面に氏名を記入したもの。

## ウ 履歴書

## エ 受験資格を証する書類

卒業（修了）証明書の原本、卒業（修了）証書の写し、資格認定書の写しのうちいずれか。ただし、写しの場合は、提出先の健康福祉事務所若しくは保健所等又は兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課において、本証と照合し、相違ない旨の確認を得たもの。

オ 受験者の氏名等が上記エに掲げる書類に記載されている氏名等と異なる場合は、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書（外国人にあつては、住民票の写しその他の当該者に係る書類であることを証する書類）を提示すること。

## (2) 提出期間

平成30年7月2日（月）から同月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。

兵庫県内に住所を有しない者及び兵庫県内に住所を有するがやむを得ず郵送する者については、平成30年7月9日（月）までの消印のある簡易書留に限り兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課にて受け付ける。

## (3) 提出先

## ア 兵庫県内に住所を有する者

住所地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等

## イ 兵庫県内に住所を有しない者

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課

なお、兵庫県内のクリーニング所に勤務する者で、受付時間内に上記ア又はイに提出することが困難な者については、就業地を管轄する健康福祉事務所又は保健所等に提出することができる。

## (4) 手数料

7,000円額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

なお、受験願書受付後、手数料は返還しない。

## 6 携帯品

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）、昼食、カッターシャツ1枚

## 【カッターシャツの規格】

えり付き、大人男性用、白無地、長袖、綿100パーセント、形状記憶処理のしていないもの、背中にタックのあるもの、事前にプレスされていないもの

7 合格者の発表

(1) 日時

平成30年10月1日(月)午前10時(ホームページには同日正午公開)

(2) 場所

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課及び県内各健康福祉事務所又は保健所等において合格者の受験番号を掲示する。



**兵庫県告示第488号**

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、クリーニング師研修を次のとおり指定する。

平成30年5月18日

兵庫県知事 井戸敏三

1 主催者の名称及び所在地

名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地

名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階

3 日程、会場等

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成30年6月26日(火)	J A丹波ささやま 丹波広域農業研修センター	篠山市大沢438-1	30人
同 年7月4日(水)	複合型交流拠点ウイズあかし 学習室704(全室)	明石市東仲ノ町6-1 (アスピーア明石北館7階)	40人
同 月26日(木)	豊岡市民会館	豊岡市立野町20-34	40人
平成30年8月7日(火)	姫路市市民会館 第2会議室(中ホール)・控室	姫路市総社本町112	80人
同 月26日(日)	同 上	同 上	
平成30年9月2日(日)	尼崎市総合文化センター 第2会議室・第4会議室	尼崎市昭和通2丁目7-16	80人
同 月27日(木)	同 上	同 上	
平成30年12月2日(日)	兵庫県中央労働センター 小ホール	神戸市中央区下山手通6丁目3-28	60人

4 科目及び時間数

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

- 5 受講料  
研修受講料（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 5,000円
- 6 受講についての問合せ先  
公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
電話（078）361—8097



**兵庫県告示第489号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**神戸市岩岡上土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	近 藤 達 治	神戸市西区岩岡町岩岡920番地の 1
同	久 森 辰 夫	同 市同区岩岡町岩岡716番地の 1
同	吉 岡 英 明	同 市同区岩岡町岩岡197番地の 2
同	木 村 秀 章	同 市同区岩岡町岩岡369番地
同	杉 尾 武 夫	同 市同区岩岡町岩岡1292番地
同	近 藤 清 市	同 市同区岩岡町岩岡888番地
同	木 村 辰 男	同 市同区岩岡町岩岡401番地の 2
同	久 森 晴 一	同 市同区岩岡町岩岡720番地の 2
同	秋 田 智 教	同 市同区岩岡町岩岡472番地
同	藤 田 光 男	同 市同区岩岡町岩岡15番地の 1
監 事	木 下 一	同 市同区岩岡町岩岡492番地
同	安 尾 浩 明	同 市同区岩岡町印路759番地の 3

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 岡 英 明	神戸市西区岩岡町岩岡197番地の 2
同	木 村 秀 章	同 市同区岩岡町岩岡369番地
同	近 藤 清 市	同 市同区岩岡町岩岡888番
同	木 下 一	同 市同区岩岡町岩岡492番地
同	杉 尾 豊 正	同 市同区岩岡町岩岡1308番地の 7
同	木 村 辰 男	同 市同区岩岡町岩岡401番地の 2
同	久 森 晴 一	同 市同区岩岡町岩岡720番地
同	高 見 嘉 彦	同 市同区岩岡町岩岡811番地
同	秋 田 智 教	同 市同区岩岡町岩岡472番地
同	藤 田 光 男	同 市同区岩岡町岩岡15番地の 1
監 事	安 尾 浩 明	同 市同区岩岡町印路759番地の 3
同	入 江 和 彦	同 市同区岩岡町岩岡965番地

**上原土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	堀 充 至	加古川市平荘町上原317番地
同	末 田 隆 夫	同 市平荘町上原262番地
同	西 川 孝 一	同 市平荘町上原332番地
同	山 本 憲 司	同 市平荘町上原295番地
同	新 田 進	同 市平荘町上原283番地の 3
監 事	藤 元 晃	同 市平荘町上原344番地
同	新 田 陽 千	同 市平荘町上原403番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	堀 充 至	加古川市平荘町上原317番地
同	末 田 隆 夫	同 市平荘町上原262番地
同	西 川 孝 一	同 市平荘町上原332番地
同	山 本 憲 司	同 市平荘町上原295番地
同	新 田 芳 信	同 市平荘町上原397番地の2
同	来 田 昭 義	同 市平荘町上原401番地の5
監 事	藤 元 晃	同 市平荘町上原344番地
同	新 田 陽 千	同 市平荘町上原403番地

谷川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	村 上 清 彦	丹波市山南町谷川1061番地 1
同	柳 瀬 正 明	同 市山南町谷川1047番地
同	大 西 敏 雅	同 市山南町谷川2142番地
同	清 水 俊 男	同 市山南町谷川2162番地 2
同	高 瀬 好 博	同 市山南町谷川2154番地 1
同	荒 木 幹 雄	同 市山南町谷川2066番地
同	高 瀬 利 信	同 市山南町谷川2218番地
同	荒 木 勝 弘	同 市山南町谷川1980番地 8
同	浅 葉 廣 和	同 市山南町谷川2253番地
同	清 水 紀 正	同 市山南町谷川1948番地 2
同	米 田 政 彦	同 市山南町谷川1787番地 1
同	藤 本 正 巳	同 市山南町谷川1918番地 2
監 事	寺 村 嘉 宏	同 市山南町谷川1979番地
同	津 瀬 利 之	同 市山南町谷川2099番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 本 正 巳	丹波市山南町谷川1918番地 2
同	柳 瀬 正 明	同 市山南町谷川1047番地
同	大 西 敏 雅	同 市山南町谷川2142番地
同	高 瀬 好 博	同 市山南町谷川2154番地 1
同	清 水 邦 泰	同 市山南町谷川2189番地
同	高 瀬 利 信	同 市山南町谷川2218番地
同	寺 村 敬 志	同 市山南町玉巻127番地16
同	寺 村 嘉 宏	同 市山南町谷川1979番地
同	荒 木 勝 弘	同 市山南町谷川1980番地 8
同	小田垣 裕 司	同 市山南町谷川1823番地
同	米 田 政 彦	同 市山南町谷川1787番地 1
同	村 上 清 彦	同 市山南町谷川1061番地 1
監 事	津 瀬 利 之	同 市山南町谷川2099番地
同	浅 葉 廣 和	同 市山南町谷川2253番地



兵庫県告示第490号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 揖保川漁業協同組合  
所在地 宍粟市山崎町五十波1013

## 2 認可年月日

平成30年 4月17日

## 3 漁業権番号

内共第7号

## 4 認可に係る変更の内容

第3条第3項の表を次のとおり改める。

	区 域
1	波賀町安積発電所取水口より上流、上野発電所にある橋まで
2	波賀町「安賀・かしはら井堰」から下流、約1,000mの「今市井堰」までの区域
3	波賀町日見谷の「山水」横の農道より、上流荒神神社下にある標柱までの区域
4	一宮町百千家満 砂出河原井堰から下流、約450mのホケ淵にある標柱までの区域
5	一宮町福野「福野橋」から上流、同町河原田「カラスヤ井堰」までの区域
6	一宮町下三方吉野関西電力曲里発電所取水口より上流大ボキ井堰までの区域
7	一宮町田ノ尻ローリン井堰より上流新湯井堰までの区域
8	一宮町、パチンコー宮会館裏にある標柱から曲里井堰（三方川）の標柱までの区域
9	一宮町安黒堰堤上流側にある標柱から上流須行名の板橋までの区域
10	一宮町閨賀、やすらぎ小溝の排水口にある標柱から上流一宮町安積パチンコー宮会館上流にある標柱までの区域
11	一宮町西安積、引原川中安積階段下流側にある標柱から上流西安積堰堤までの区域
12	一宮町染河内川下野田三山淵より下流、橋床淵までの区域
13	山崎町与位宮川の合流点の標柱から上流高尾川の合流点にある標柱までの区域
14	山崎町川戸と新宮町香山にある盗人岩の上下にある標柱までの区域
15	山崎町さつき大橋上流の標柱から上流西五十波バス停の標柱までの区域
16	山崎町カラト アラ湯井堰から下流、宍粟橋までの区域
17	山崎町中広瀬野井堰から下流、山崎大橋上流端までの区域
18	山崎町川戸井堰の下流にある標柱から下流旧戸原橋の標柱までの区域
19	山崎町下比地の香山井堰にある標柱から下流山崎町川戸の樋門までの区域
20	山崎町生谷の生谷温泉裏の井堰から揖保川本流の合流点までの区域
21	新宮町香山笹野井堰（通称、藪下）から下流下宇原樋門にある標柱までの区域
22	新宮町下野の下野橋（新香橋）の標柱より下流500mにある標柱までの区域
23	新宮町宮裏の碑にある標柱より下流約300mの点にある標柱までの区域
24	新宮町鶯崎の鶯崎橋上流にある井堰下流の標柱から下流島田の排水口にある標柱まで
25	たつの市龍野新大橋にある標柱から上流にある標柱までの区域
26	龍野町旭橋の橋桁の上から下流龍野橋の橋桁の上までの区域

27	龍野町龍野橋の橋桁の下にある標柱から下流約350mの龍野観光駐車場の前にある標柱までの区域
28	林田町新町井堰下流、林田町下構井堰までの区域
29	姫路市安富町安志、中国道上流井堰より下流井堰までの区域

5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日  
認可の日



**兵庫県告示第491号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁業権者

名 称 岸田川漁業協同組合  
所在地 美方郡新温泉町浜坂2143—10

2 認可年月日

平成30年 4月17日

3 漁業権番号

内共第13号

4 認可に係る変更の内容

第8条第2項を次のように改める。

遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣による遊魚の場合には、当該漁業をする場所において漁業監視員に納付することができる。

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 美方郡新温泉町浜坂2143—10 | 新温泉町商工会内 岸田川漁業協同組合事務所 |
| 浜坂525            | 川夏釣具店                 |
| 浜坂2337           | 高山カメラ店                |
| 三谷224            | 海鮮魚市（有）山米             |
| 二日市751—1         | 山川商店                  |
| 七釜48             | ローソン 新温泉七釜店           |
| 七釜337            | （有）七釜荘                |
| 戸田250            | 井 上 幸 子               |
| 井土840—1          | ファミリーマートマツモト湯村店       |
| 湯99              | 福島理髪店                 |
| 細田10—1           | 湯の町石油（有）              |
| 千谷243—1          | 八田コミュニティセンター          |
| 石橋757—1          | 上山高原ふるさと館             |
| 豊岡市船町333—1       | フィッシュオン 豊岡店           |
| 千代田町 9—7         | 山下釣具店                 |
| 朝来市和田山町東谷331     | 日下部釣具店                |
| 宍粟市山崎町山田179—2    | 高井釣具店                 |
| 一宮町安積1333—9      | 小国釣具                  |
| 鳥取市川端 2—225      | 茶谷釣具店                 |
| 湖山町北 1—557       | （株）真山釣具               |
| 千代水 1—142        | ポイント 鳥取店              |
| 千代水 3—119        | かめや釣具 鳥取店             |

5 変更後の第5種共同漁業権遊漁規則の施行期日

認可の日



**兵庫県告示第492号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝来市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間  
平成30年 4月16日から平成31年 3月31日まで
- 3 作業地域  
朝来市全域



**兵庫県告示第493号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量及び数値図化）
- 2 作業期間  
平成29年 7月27日から平成30年 3月20日まで
- 3 作業地域  
姫路市の一部（臨海部）



**兵庫県告示第494号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成30年 2月20日から同年 3月30日まで
- 3 作業地域  
尼崎市稲葉荘四丁目地内



**兵庫県告示第495号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
平成29年12月18日から平成30年 3月29日まで
- 3 作業地域

尼崎市全域



**兵庫県告示第496号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（確定測量）
- 2 作業期間  
平成29年 6月12日から平成30年 3月30日まで
- 3 作業地域  
西宮市甲子園口二丁目地内



**兵庫県告示第497号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、丹波市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成29年 7月15日から平成30年 3月20日まで
- 3 作業地域  
丹波市市島町上竹田地内



**兵庫県告示第498号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、猪名川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間  
平成29年 8月 3日から平成30年 3月23日まで
- 3 作業地域  
猪名川町の一部



**兵庫県告示第499号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、猪名川町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
平成29年12月15日から平成30年 3月23日まで
- 3 作業地域

猪名川町全域



**兵庫県告示第500号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（平成30年近畿地方整備局告示第97号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画下水道事業 加古川下流流域下水道
- 3 事業施行期間  
昭和62年12月3日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし



**兵庫県告示第501号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29北播位置 0004号	30.5.2	加西市北条町北条字曾根466番2の一部	5.00	30.03

**公 告**

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A294369	平成31年3月1日	丹波市	丹波県民局	平成30年4月
同上	A294431	平成31年3月13日	同上	同 上	同



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとお

りである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ドラッグコスモス宝塚伊子志店  
 所在地 宝塚市伊子志四丁目135番 1 ほか
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により宝塚市から聴取した意見の概要  
 周辺交通に与える影響を最小限にするための対策を講じられたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成30年 5月18日から 1 月間



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 加古郡稲美町国安字皿池259番、260番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 加古川市平岡町新在家一丁目257番地の 4  
 中央殖産株式会社 代表取締役 前 川 幸 司
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成29年 8月21日  
 兵庫県指令東播 (加土) (建) 第 1—15号 (29稲美)



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 加古郡播磨町宮西二丁目46番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 加古川市加古川町北在家2242番地  
 株式会社サンコー土地建物 代表取締役 三 宅 忠
- 3 許可年月日及び許可番号  
 平成30年 2月 8 日  
 兵庫県指令東播 (加土) (建) 第 1—35号 (29播磨)



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市黒川町字小深田1088番 1、1088番 4、1374番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
小野市黒川町873番地  
有限会社黒川ハウスリース 代表取締役 井 上 良 久
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成30年 2月 7日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1－21号（29小野）

県 議 会 事 務 局 公 告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況

兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成29年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成30年 5月18日

兵庫県議会議長 黒 川 治

- 1 公文書公開及び審査請求の状況

(単位：件)

区 分	公 文 書 の 公 開					審査請求 件 数
	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	その他	
件 数	60	13	46	1	0	0

- 2 情報提供の状況  
提供件数 106件

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第35号

兵庫県選挙管理委員会委員梶谷忠修は、平成30年 4月30日退職したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第 3 項の規定に基づき、平成30年 5月 1日に補充員であった次の者を兵庫県選挙管理委員会委員に補欠した。

平成30年 5月18日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立 石 幸 雄

住 所	氏 名
加西市鴨谷町1285番地	小 田 毅

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 行政 A（大卒程度）・資格免許職採用試験の実施

兵庫県職員 行政 A（大卒程度）・資格免許職採用試験を次のとおり実施する。

平成30年 5月18日

兵庫県人事委員会

- 1 行政 A（大卒程度）
  - (i) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格

ア 一般事務職 イ 警察事務職 ウ 教育事務職 エ 児童福祉司 オ 心理判定員 カ 農学職 キ 林学職 ク 水産職 ケ 環境科学職 コ 総合土木職 サ 建築職 シ 機械職 ス 電気職 セ 小中学校事務職 (市町組合立小中学校等)	80名程度 15名程度 26名程度 8名程度 1名程度 13名程度 7名程度 4名程度 3名程度 21名程度 3名程度 2名程度 2名程度 15名程度	1 年齢制限 次のいずれかに該当する者とする。 (1) 平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（平成31年4月1日現在で22歳から27歳までの者） なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。 <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員</td> <td>昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（平成31年4月1日現在で22歳から34歳までの者）</td> </tr> </tbody> </table> (2) 平成9年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成31年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 2 資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する者又は見込者に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。 <table border="1" style="margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>任用資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>心 理 判 定 員</td> <td>心理判定員の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環 境 科 学 職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table>	職種	年齢	児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（平成31年4月1日現在で22歳から34歳までの者）	職種	任用資格	児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格	心 理 判 定 員	心理判定員の任用資格	環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格
職種	年齢													
児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員	昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（平成31年4月1日現在で22歳から34歳までの者）													
職種	任用資格													
児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格													
心 理 判 定 員	心理判定員の任用資格													
環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格													

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者  
 (一般事務職、警察事務職、教育事務職、総合土木職及び建築職に限る。)
- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。)
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場

筆記試験	平成30年6月24日(日)	(神戸会場) 兵庫県立大学神戸商科キャンパス 兵庫県立伊川谷北高校 兵庫県立神戸高塚高校 兵庫県立須磨友が丘高校 (東京会場) 立教大学池袋キャンパス
1次面接試験	平成30年7月9日(月)から同月23日(月)までのうち指定する1日	神戸市内
最終面接試験	平成30年8月7日(火)から同月23日(木)までのうち指定する1日	

## (3) 試験の方法

## ア 筆記試験

(7) 教養試験(事務系職種(一般事務職、警察事務職、教育事務職及び小中学校事務職)のみ)  
大学卒業程度の一般教養について択一式(一部選択解答制)により試験を行う。

## (4) 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式(一部の職種で選択解答制)により試験を行う。

## (7) 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

## イ 1次面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

## (7) 口述試験

個別面接の方法により行う。

## (4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## ウ 最終面接試験

1次面接試験合格者に対して、口述試験(個別面接及び集団討論)の方法により行う。

## (4) 合格者の発表

## ア 筆記試験

平成30年7月3日(火)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

## イ 1次面接試験

平成30年8月1日(水)午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

## ウ 最終面接試験

平成30年8月31日(金)午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

## (5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「行政A(大卒程度)請求」と朱書き、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01\\_000000065.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01_000000065.html)

## イ 申込方法

## (7) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成30年6月18日（月）頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01_000000067.html)

## (4) 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成30年6月14日（木）頃に発送する。

## ウ 受付期間

## (7) インターネットによる場合

平成30年5月21日（月）午前9時から同年6月4日（月）午後5時まで（受信有効）

## (4) 郵送による場合

平成30年5月21日（月）から同年6月4日（月）まで（消印有効）

## (7) 持参による場合

平成30年5月21日（月）から同年6月6日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 2 資格免許職

## (1) 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
ア 保健師	8名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で30歳以下）で、保健師の免許取得者又は取得見込みの者
イ 栄養士	5名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で30歳以下）で、管理栄養士の免許取得者又は取得見込みの者
ウ 薬剤師	21名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で30歳以下）で、薬剤師の免許取得者又は取得見込みの者
エ 臨床検査技師	10名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で30歳以下）で、臨床検査技師の免許取得者又は取得見込みの者
オ 診療放射線技師	6名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で30歳以下）で、診療放射線技師の免許取得者又は取得見込みの者
カ 医療福祉相談員	5名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で34歳以下）で、社会福祉士の免許取得者又は取得見込みの者
キ 理学療法士	5名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で34歳以下）で、理学療法士の免許取得者又は取得見込みの者
ク 作業療法士	2名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で34歳以下）で、作業療法士の免許取得者又は取得見込みの者

ケ 言語聴覚士	3名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で34歳以下）で、言語聴覚士の免許取得者又は取得見込みの者
コ 視能訓練士	1名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で34歳以下）で、視能訓練士の免許取得者又は取得見込みの者
サ 歯科衛生士	2名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で34歳以下）で、歯科衛生士の免許取得者又は取得見込みの者
シ 臨床工学技士	9名程度	昭和59年4月2日以降に生まれた者（平成31年4月1日現在で34歳以下）で、臨床工学技士の免許取得者又は取得見込みの者

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	平成30年6月24日（日）	（神戸会場） 兵庫県立大学神戸商科キャンパス 兵庫県立伊川谷北高校 兵庫県立神戸高塚高校 兵庫県立須磨友が丘高校 （東京会場） 立教大学池袋キャンパス
1次面接試験	平成30年7月20日（金）から同月30日（月）までのうち指定する1日	神戸市内
最終面接試験	平成30年8月21日（火）から同月28日（火）までのうち指定する1日	

(3) 試験の方法

ア 筆記試験

(7) 専門試験

各職種に必要な専門的知識について択一式及び記述式により試験を行う。

(4) 論文試験

一般的な課題（医療福祉分野）により理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

イ 1次面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

(7) 口述試験

個別面接の方法により行う。

(4) 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

ウ 最終面接試験

1次面接試験合格者に対して、口述試験を個別面接の方法により行う。

(4) 合格者の発表

ア 筆記試験

平成30年 7月 9日 (月) 午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに筆記試験合格者に通知する。

イ 1次面接試験

平成30年 8月 7日 (火) 午前10時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに1次面接試験合格者に通知する。

ウ 最終面接試験

平成30年 9月 7日 (金) 午後 3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに最終面接試験合格者に通知する。

(5) 申込手続及び受付期間

ア 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封の上、「資格免許職請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/shikakumennkyo.html>

イ 申込方法

(7) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成30年 6月18日 (月) 頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ji02/pc01_000000067.html)

(8) 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真(申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの)を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成30年 6月14日 (木) 頃に発送する。

ウ 受付期間

(7) インターネットによる場合

平成30年 5月21日 (月) 午前9時から同年 6月 4日 (月) 午後5時まで(受信有効)

(8) 郵送による場合

平成30年 5月21日 (月) から同年 6月 4日 (月) まで(消印有効)

(9) 持参による場合

平成30年 5月21日 (月) から同年 6月 6日 (水) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成32年 3月31日まで有効とする。

4 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920、5921

## 教育委員会公告

### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年 5月18日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 三 輪 智 英

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

県立姫路工業高等学校教育実習システム（賃貸借） 一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

平成30年9月1日（土）から平成35年8月31日（木）まで（60箇月）

## (4) 納入場所

県立姫路工業高等学校（詳細は仕様書に記載のとおり）

姫路市伊伝居600番地 1

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0804 姫路市伊伝居600番地 1

兵庫県立姫路工業高等学校事務室 担当 安本

電話 (079) 284-0111 F A X (079) 284-0112

(2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成30年5月18日（金）から同年6月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成30年6月29日（金）午前10時30分 兵庫県立姫路工業高等学校

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成30年6月28日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により書類を提出すること。

ア 受付期間

平成30年5月21日（月）から同年6月12日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午

後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

機器内訳書及びカタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成30年6月27日（水）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成30年7月5日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札者に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(i) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ii) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Tomohide Miwa, Principal of Hyogo Prefectural Himeji Technical High School

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
1 set of Educational Training System for Hyogo Prefectural Himeji Technical High School (leasing contract)

(3) Lease period: September 1, 2018 - August 31, 2023

(4) Delivery location:  
Hyogo Prefectural Himeji Technical High School(details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 June 8, 2018

(6) Deadline for tender:  
10:30 June 29, 2018 by direct delivery  
17:00 June 28, 2018 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:  
Ms.Yasumoto, School Office, Hyogo Prefectural Himeji Technical High School  
600-1 Idei, Himeji, Hyogo 670-0871  
Tel (079)284-0111  
Fax (079)284-0112

正 誤

○平成30年 3月20日付け（兵庫県公報第2986号）  
兵庫県教育委員会告示第3号（兵庫県指定重要有形文化財の名称変更）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
10	下から10（表左欄）	1棟	1基
	下から10（表右欄）	1棟	1基



○平成30年 3月20日付け（兵庫県公報第2986号）  
兵庫県教育委員会告示第4号（兵庫県指定重要有形文化財の追加指定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
11	上から4（表左欄）	1棟	1基
	上から4（表右欄）	3棟	2棟1基